
出展要項

(出展準備および規定)

■ 第18回 ライフスタイルWeek【夏】



- 会期：2023年7月19日(水)～21日(金)
- 会場：東京ビッグサイト
- 主催：RX Japan株式会社

目次

東京ビッグサイト 基本情報	3
● 全体図	3
● アクセス	3
● 駐車場	3
● 展示会スケジュール	4
● 出展に関する諸注意	5
● 音量規定・禁止行為	7
搬入出・運輸に関する諸注意・諸手続き	8
● 搬入出経路について	8
● 搬入出に関する諸注意	8
● 入館に関する諸手続き	10
装飾・備品に関する手続き・規定	11
● 装飾・備品に関する手続き	11
● 装飾規定	12
● ピット図のお問い合わせについて	14
● 防災規則	15
● 施工上の注意事項	16
● 残材処理	16
● 作業中の禁煙	16
● 電灯・電力工事申込要領 ※全社提出	17
● 床面工事(アンカーボルト等)施工申請要領	20
● 水道配管工事申込要領	21
● エアー供給申込要領	22
● 出展製品および実演に関する 危険物持込貯蔵・取扱申請要領	23
● 水素持込・使用申請要領	27
● 天井構造申請要領	28
● 工業所有権の保護対策	29
● 個人情報の取扱いについて	29
事務局指定協力会社一覧	30
レンタル装飾 仕様ファイル	31

東京ビッグサイト 基本情報

● 全体図

こちらからご確認ください。

◆ <https://www.bigsight.jp/visitor/floormap/>

● アクセス

こちらからご確認ください。

◆ <https://www.bigsight.jp/visitor/access/>

● 駐車場

こちらからご確認ください。

◆ <https://www.bigsight.jp/visitor/parking/index.php>

● 展示会スケジュール

日付	スケジュール	ホール内搬入出車輛乗り入れ可能時間
7/17 [月] 搬入1日目	<p>午前8時 ↓ 資材搬入・小間装飾作業</p> <p>午後8時 ※午後8時以降に作業を行う場合は、事務局にて 残業届（無料）をご提出ください。</p>	<p>午前 8 時～午後 8 時 ※全ての車輛に「搬入出車輛証」が必要です。</p>
7/18 [火] 搬入2日目	<p>午前8時 ↓ 資材搬入・小間装飾作業</p> <p>午後1時 ↓ 手運びによる出展製品の搬入・機械類の調整</p> <p>午後8時 ※午後8時以降に作業を行う場合は、事務局にて 残業届（無料）をご提出ください。</p>	<p>午前 8 時～午後 1 時 ※全ての車輛に「搬入出車輛証」が必要です。 ※電気・エア配管の都合上、午後1時以降のホール内への車 輛進入はできません。</p>
7/19 [水] 会期1日目	<p>午前8時 ↓ 出展社入館・出展準備</p> <p>午前10時 ↓ 展示会開催時間</p> <p>午後6時 ※会期中の残業は原則としてできません。</p>	<p>車輛は一切ゲート内に入れません ※有料駐車場をご利用ください。</p>
7/20 [木] 会期2日目	<p>午前8時30分 ↓ 出展社入館・出展準備</p> <p>午前10時 ↓ 展示会開催時間</p> <p>午後6時 ※会期中の残業は原則としてできません。</p>	<p>※有料駐車場をご利用ください。</p>
7/21 [金] 会期最終日 搬出・撤去日	<p>午前8時30分 ↓ 出展社入館・出展準備</p> <p>午前10時 ↓ 展示会開催時間</p> <p>午後5時 ↓ 出展製品の梱包・手運びによる 搬出・撤去作業 ※ブースの取り壊し作業なども同時に行っていますので、 各自接触事故などに十分ご注意ください。 ※パソコン・名刺および貴重品からは目を離さない様、十 分ご注意ください。</p> <p>午後6時 ↓ 小間装飾撤去作業・資材搬出</p> <p>午後10時</p>	<p>警備員が「出展製品優先搬出用車輛証」を付け た車輛を優先的にゲート内に誘導します。</p> <p>ホール内への車輛乗り入れ可能時間 午後 6 時～午後 10 時 ※出展製品の搬出車輛には「出展製品 優先搬出用 車輛証」 (1社1枚限定)をお付けください。 車輛がホール内へ進入できるのは、午後6時以降となりま すので、その間は、警備員の誘導に従い、ホール外に駐車 し、手運びにて搬出作業を行ってください。 ※装飾撤去作業車輛には「搬入出 車輛証」をお付けくださ い。 車輛での搬出の際は、搬入出 車輛証に加え搬出車輛待機 所で発行する整理券も必要となります。</p>

● 出展に関する諸注意

① 全館禁煙

展示会場内は搬入出時・会期中を通じて指定喫煙所を除き、全館禁煙となっております。特に搬入出作業時の喫煙に関して、毎年深川消防署より強い指導が入っております。自社の展示会スタッフのみならず、装飾作業者を含め禁煙を徹底してください。なお、喫煙を発見した場合、その作業者は強制退館となります。

② ブース内に1セット以上の商談席(テーブル+イス)を設置してください。

毎年非常に多くの来場者から「座って具体的な商談をしたいので、ブースにテーブルと椅子を設置してほしい」との強い要望が寄せられていることから、すべてのブースに1セット以上の商談席を設置し、商談を行っていただくことになっております。

③ 写真撮影・ビデオ撮影の制限

原則として写真撮影・ビデオ撮影は、自社小間以外は禁止します。業務上必要な場合は、事前に事務局にお申し出ください。また、報道関係者の取材についてご異存がなければご協力ください。

④ 通路での営業行為の禁止

通路部分・ラウンジ等の自社小間以外でのパンフレット配布、アンケート回収、呼び込み等の営業行為を禁止します。

⑤ 実演による事故の予防

実演によって発生する恐れのある人体または財物への損傷、火災等の防止については、万全を期してください。特に、光線、熱気、粉塵、ガス、臭気、振動等の発生が予想される場合は他の出展社に迷惑のかからないよう、十分注意してください。

⑥ 出展製品管理および保険

各出展製品については、各社で十分な注意を払ってください。また会場への搬入から搬出までの全期間を通じて、製品に保険をおかけになることをお勧めします。特に高額な出展製品がある場合はブース内に展示したままにせず、必ずお持ち帰りください。万が一、搬入・会期・搬出時の間に紛失・盗難等が発生した場合でも、主催者および事務局は一切責任を負いません。

⑦ 模倣品展示の禁止

本展は、知的財産権を侵害している展示物(模倣品)の展示を禁止いたします。

⑧ 出展放棄の禁止

展示会開催中に出品製品・装飾物を撤去したり、ブースを無人のまま放置することは禁止です。

⑨ 通路確保の義務

プレゼンテーションや、実機の実演を行う際に、通路上に人が滞留し、通行の妨げとならないようにしてください。必ず、人の滞留スペースをブース内に設けるか、通路を確保するためのスタッフを配置するなどの対策をお願いいたします。

⑩ リチウムイオン電池搭載のドローン、ロボット等の実演について

リチウムイオン電池搭載の、落下や衝突等により強い衝撃が加わる可能性がある機器の実演(ドローン等)、人や物を載せて移動させる機器の実演(スマートモビリティやロボット等)は、落下や衝突により発火する危険性があるため、危険物持込申請が必要になります。期日までに申請をお済ませください。よろしくお願いいたします。

⑪ 試飲・試食の実施について

ブースにて、試飲・試食を行う場合は、江東区保健所に相談の上、必要な手続きをお取りください。
 なお、飲食物の販売を行う場合には、飲食店営業の許可を取得した上で行ってください。

● 江東区保健所 ビッグサイト担当 TEL：03-3647-5882

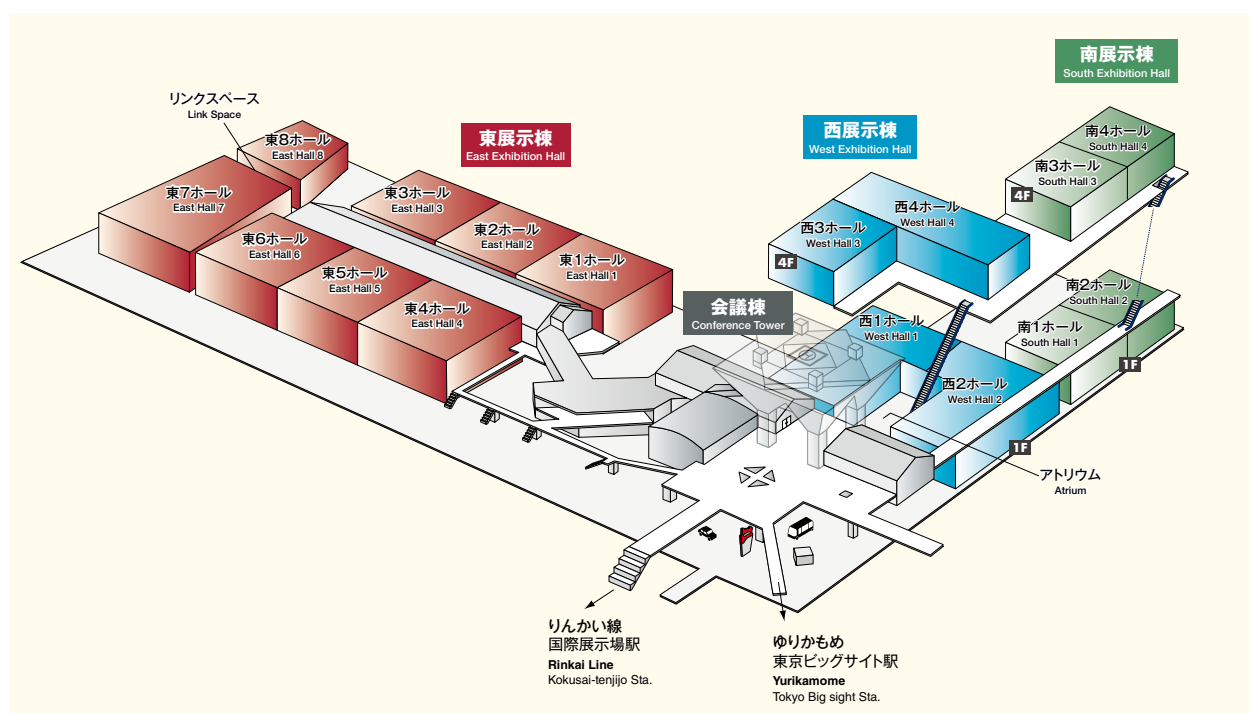
⑫ 電子タバコの実演について

ニコチン等の有害物質を含む電子タバコの実演は一切禁止となります。
 ただし、有害物質を含まない電子タバコの実演は、一定の条件を満たせば、可能となる場合があります。実演を検討されている場合は事務局までご連絡ください。

⑬ 重量物の展示について

展示する製品（単一のもの）が、そのホールで定められた床耐荷重制限と同等の重さ、もしくはそれに限りなく近い場合、展示方法について別途協議が必要となります。事務局まで事前にご連絡をお願いいたします。

	東1~8 西1・2 南1・2	リンクスペース	西3・4 南3・4	アトリウム
床面仕上げ	コンクリート	コンクリート	コンクリート	テラゾータイル
床耐荷重	5t/㎡	5t/㎡	2t/㎡	0.36t/㎡

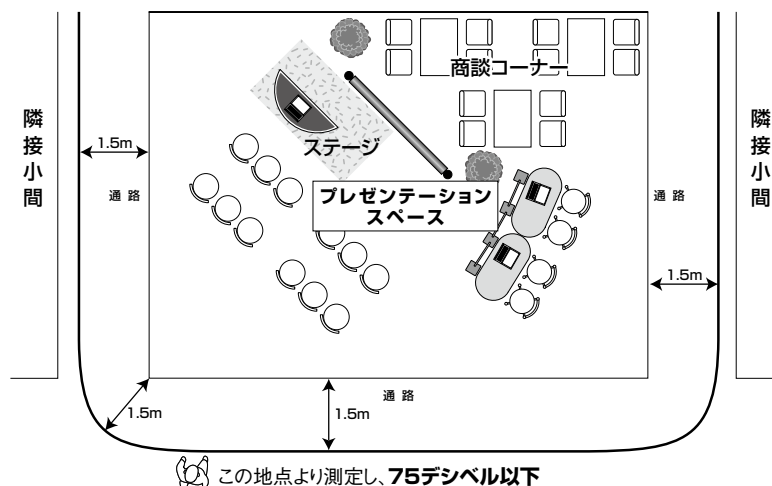


● 音量規定・禁止行為

① プレゼンテーション・ナレーションをはじめ、ブースから発するあらゆる音量は75デシベル^{*}以下とします。 ^{*} dBcにて計測

ブースから発するあらゆる音量は、小間袖から1.5mの地点より測定し、75デシベル以下で行うものとします。

徹底を図るため、75デシベルを超える音量に対しては、規定内に下げてくださいよう事務局より勧告させていただきます。



② 大声による呼び込み・大声での宣伝行為は禁止します。

③ 鐘・ラッパなどの鳴り物の使用を禁止します。

※その他、商談の妨げになる音出し器具（拡声器等）の使用を禁止します。

※出展製品が楽器の場合は、この限りではありません。

④ 抽選会、および抽選行為は、禁止します。

⑤ 下記のような、通路での営業行為を禁止します。

- 出展スタッフによる過度な営業行為（アンケート回収・ノベルティ配布など）
- 営業担当者など、出展スタッフによる通路での執拗な呼び込み

また、通路での営業行為により、通行の妨げになるなど来場者および他の出展社に迷惑になると主催者が判断した場合には、その営業行為を直ちに中止していただきます。

上記、①～⑤の規定を遵守いただけない場合には、主催者の判断により出展を取り止めていただきます。

搬入出・運輸に関する諸注意・諸手続き

● 搬入出経路について

搬入出経路は車輛証に記載しております。

車輛証は「出展社専用サイト」にログインの上、ダウンロードしてください。

● 搬入出に関する諸注意

① 搬入・搬出車輛に関して、以下の項目を遵守してください。

(1) 東京湾岸警察署の通達により搬入・搬出時の違法な路上駐車（特に二重・三重駐車）は厳しく罰せられますので、厳に慎んでください。また、担当の装飾会社の方々にも周知徹底願います。なお、当日は東京湾岸警察署の交通取締が行われることも予想されますので違法行為は慎んでください。

(2) 車輛にてブースまで搬入する場合は、事前に通路幅を確認してください。

(3) 全ての搬入・搬出車輛は、一旦搬入出車輛待機所に入り警備員の指示に従ってください。

(4) 会期最終日の展示会終了後1時間は梱包材の搬入および出展製品の手運びによる搬出時間です。搬出時において、梱包材搬入および出展製品搬出用の車輛を優先的に誘導するために、事務局より「出展製品優先搬出用車輛証」を各社1枚限定（共同出展社を除く）にて発行いたします。（申込制）

ただし、車輛がホール内に進入できるのは、展示会終了後の1時間後以降となりますのでご注意ください。

搬出に関係会社等を利用される場合は特にご注意ください、予め連絡を取り合うなどスムーズな搬出にご協力ください。

② 残材は、必ず各社でお持ち帰りください。

「清掃及び廃棄物の法律」の改正により、排出事業者の責任が重くなりました。

出展社は搬入・装飾作業日、および搬出・撤去作業日に出た残材は、必ず各社でお持ち帰りください。また、装飾会社から出た残材に関しては、通路に放置せず必ず持ち帰るよう出展社より厳重に指導してください。

万が一、残材を放置された場合には、残材撤去費を出展社に負担していただきます。

残材の収集・運搬（有料）をご希望の場合は、事務局指定協力会社までお問合せください。

③ 製品及びブース資材は、撤去作業終了時まで完全撤去をしてください。

搬出・撤去作業終了後、ホール内に放置してある製品及びブース資材があった場合は、主催者が破棄、または強制移動をします。その際の破損等による損害賠償責任について、主催者は一切責任を負いません。搬出・撤去作業終了時については、展示会スケジュールにてご確認ください。

また、破棄・移動に際して発生した費用については、出展社に請求させていただく場合がございます。

④ 搬入期間中の残業は、事務局にて残業届をご提出ください。

⑤ 会場内にストックスペースはございません。

会場内にストックスペースはございませんので、搬入時に生じた梱包資材・空箱等は各出展ブース内のストックルームに保管するか、もしくは、必ず各社でお持ち帰りください。空箱保管サービスをご希望の方は、事務局指定の運送会社まで直接お問い合わせください。

⑥ 宅配便はブースに受取人がいる時間を指定の上、発送してください。

出展製品や印刷物を宅配便等で送付される場合には、受取人欄に必ず小間番号・出展社名・担当者名を明記し、ブースに受取人がいる時間をご指定の上、ご発送ください。

事務局では、荷物のお受取り・お預かりは一切できません。

展示会場へお荷物を宅配便等で直送される場合、搬入日を着日指定の上、余裕をもってご手配ください。

※搬入日前日（前々日）にご発送されたお荷物は、会場に到着が遅れる危険性があります。

送付先記入例

お届け先	TO	1 3 5 0 0 6 3	お届け先 必要
	おところ	東京都江東区有明3-10-1 東京ビッグサイト 東ホール 展示会名をお書きください	品名 西ホール・南ホールは 〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 東京ビッグサイト 西ホール・南ホール
	おなまえ	小間番号 会社名 貴社 現場で受取る方のお名前	
	でんわ	当日 連絡のとれる連絡先(携帯電話番号)	様

⑦ 車輛証

(1) 搬入出車輛証

搬入出時は会場付近が混雑いたしますので、搬入出車輛整理のため、車輛証が必要となります。出展社専用サイトより必要枚数を出力いただき、各車輛に必ず1枚ずつご使用ください。

(2) 出展製品 優先搬出用 車輛証【※申込制、各社限定1枚（共同出展社を除く）】

会期最終日の搬出時に、優先的に出展製品搬出用の車輛を誘導し、搬出作業をスムーズに行うため、出展社専用サイトより申込・発行いただけます。

※各社(共同出展社を除く)、限定1車輛のみのご使用となりますのでご注意ください。

⑧ 会期中の搬入は、展示会場入口から行ってください。

会期中は、出展社・装飾会社等の車輛は一切ゲート内（トラックヤード含）に入れませんので、会期中にカタログ等を搬入する場合は来場者同様、展示会場正面入口からの手運びによる搬入となります（会期中搬入の際、バッジが必要となります）。

⑨ ホール内の車輛進入について以下の規定をお守りください。

<東ホールの場合>

- ・リンクスペース(東7ホールと東8ホールの間の通路)への車輛進入はできません。
- ・総重量(自重+積載重量)が45tを超える車輛の入場はできません。

<西ホールの場合>

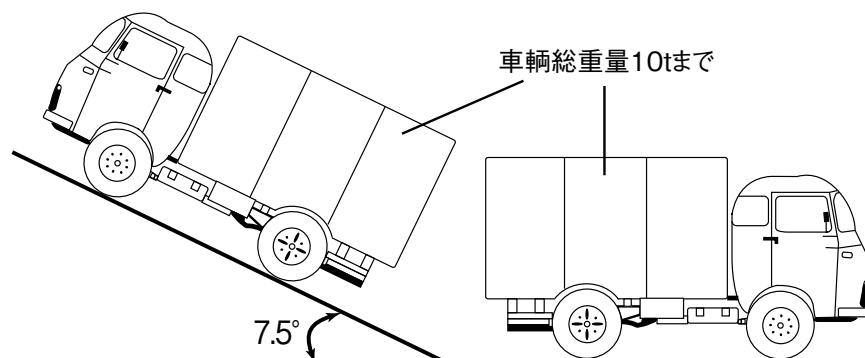
- ・西展示棟1階のアトリウムエリアへの車輛進入はできません。
- ・西1・2ホールは総重量(自重+積載重量)が45tを超える車輛の入場はできません。
- ・西3・4ホールは総重量(自重+積載重量)が10tを超える車輛の入場はできません。

<南ホールの場合>

- ・南1・2ホールは総重量(自重+積載重量)が45tを超える車輛の入場はできません。
- ・南3・4ホールは総重量(自重+積載重量)が10tを超える車輛の入場はできません。

<西ホール4階・南ホール4階へのスロープについて>

以下の通り規制がございますのでご注意ください。



※西ホールの場合

スロープ幅員 7.2m (片側 3.6m) / 最大傾斜角 13.1%

※南ホールの場合

<4階→1階> スロープ幅員 7.2m (一方通行) / 最大傾斜角 16.7%

<1階→4階> 西ホールのスロープをご利用ください。

● 入館に関する諸手続き

出展社バッジ

会期中は、すべての方にご本人の名刺を印刷した出展社バッジを必ずつけていただきます。出展社専用サイトにて、「出展社バッジ引換証」をダウンロードし、名刺も併せてご持参ください。

※搬入期間中、出展社バッジ等は不要です。

※開催期間中にバッジをお持ちでない場合は、一切会場に入れませんのでご注意ください。

※18歳未満の方には出展社バッジの発行はできかねます(入場はできません)ので、ご了承ください。

※出展社バッジ発行は自動受付機にて行います。「出展社バッジ引換証」の出力、もしくはQRが必要になりますため、お手元にご準備ください。

装飾・備品に関する手続き・規定

● 装飾・備品に関する手続き

事前準備に際し、手配もれがないか、下記のチェックリストで確認ください。

<必須提出>

レンタル装飾を申し込む場合

- 出展社専用サイトから登録

レンタル装飾の仕様は [こちらをクリック](#)

- 電灯・電力工事申込書 ※電力・設備の追加・変更をする場合

自社の装飾会社の施工をご依頼の場合

- 電灯・電力工事申込書

<申請・申込が必要なもの（該当企業のみ）>

- レンタル装飾専用 追加装飾申込書
- レンタル備品申込書
- レンタルPC機器申込書
- レンタルプレゼンテーション機器(AV機器)申込書
- 床面工事申請書
- 水道配管工事申込書
- エアー供給申込書
- 小間内清掃・残材収集申込書
- 出展製品および実演に関する 危険物持込貯蔵・取扱申請書
- 水素持込・使用申請書
- 天井構造申請書

申請書・申込書は「申請・申込フォーム一覧」をご確認ください

● 装飾規定

① 必ず施工しなければならない造作（基礎装飾）

- カーペット（敷き詰め） ●間仕切り壁、バックパネル
- 社名掲示

※基礎装飾は一切ありません。

レンタル装飾をお申込みされていない方は、最低限上記のものをご用意ください。

※ブース4辺が全て通路に面している場合、間仕切り壁、バックパネルは不要です。

ただし、通路に面していない辺は、バックパネル（壁立て）の施工が必要となります。

② ブース内に1セット以上の商談席(テーブル+イス)を設置してください。

毎年非常に多くの来場者から「座って具体的な商談をしたいので、ブースにテーブルと椅子を設置してほしい」との強い要望が寄せられていることから、すべてのブースに1セット以上の商談席を設置し、商談を行っていただくことになっております。

③ 装飾物は、床面から高さ3.6m以下となっております。

(1)装飾物（看板類、アーチ、バルーン等の浮遊物、光線を使用した装飾、ディスプレイ用の植木等を含む一切のブース造作及び付帯設備）の高さ制限は床面から3.6m以下とします。（ただし、出展製品はこの規定に該当しない場合もございますので、事務局までお問い合わせください。）

(2)出展製品自体の高さが3.6mを超える場合は、会場に申請が必要となりますので、事前に事務局までご連絡ください。

④ 通路側へのライトの照射・突出物の取付を行うことは出来ません。

ライト類（社名看板・製品を照らす場合は除く）、看板類（主催者が配布する小間番号板などは除く）、旗、幟（のぼり）その他装飾物の通路側への照射・突出は一切出来ません。また、小間以外の共用通路部分へカーペットを敷くことも禁止いたします。

⑤ 隣接小間との間仕切りは、必ず片面パネルで施工してください。

隣接小間との間仕切り、及びバックパネルは、必ず隣接面全体を高さ2.7m以上、3.6m以下（セットバックなし）の片面パネルで施工してください。なお、高い間仕切りを用いた出展社は、露出した隣接小間との間仕切りの裏面を、白無地パネルもしくは、経師紙（白）で処理してください。

（高さが隣接小間と異なる場合、隣接小間から1mの範囲内で、隣接する小間側に社名等の文字を入れる事は禁止いたします。）

⑥ 装飾物を天井から吊り下げることが出来ません。

ホール内の既存天井から装飾物（バナー・ワイヤー等）を吊り下げることは一切出来ません。

⑦ 小間内に聴衆のスペースを確保してください。

自社小間内で、プレゼンテーションを行なう場合、小間から聴衆が溢れ、通路を塞ぐことのないよう予め十分なスペースを小間内に設けるような設計を行ってください。

⑧ カーペットの養生は両面テープをご使用ください。

小間内床のカーペットは、すべて弱粘の両面テープで固定させてください。ボンドなど接着剤の使用はできません。

⑨ 二階建施設を設置することは出来ません。

小間内に二階建の施設（インフォメーションブース、商談室、控室／休憩所、倉庫等の来場者または、係員が入室する状態の施設）の設置を禁止します。

また、来場者または係員の通行するブリッジ等は設けることができません。

⑩ 消防施設を隠さないよう十分ご注意ください。

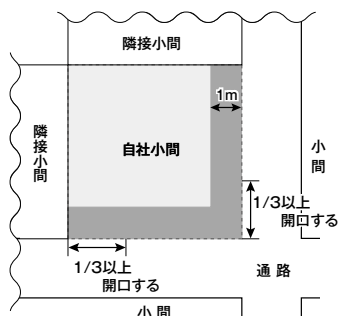
消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常ベル誘導灯などを装飾物で隠さないよう十分ご注意ください。また、その付近にはそれらを使用の際に障害となる出展製品や、装飾物、そのほかの物品を放置しないでください。

なお、消防施設の場所を確認されたい方は、事務局までお問合せください。

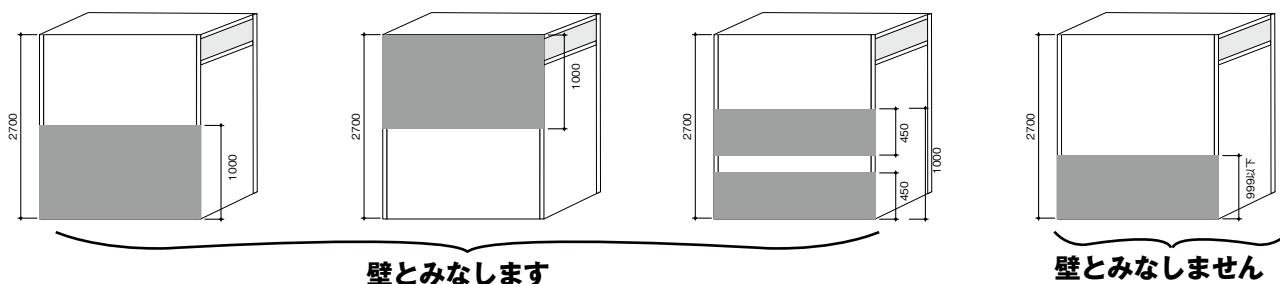
⑪ 通路から 1m の範囲内に造作を施工する場合、間口の 1/3 以上を開けてください。

（自社小間と会場壁面の間に他の出展社がない場合、および外周小間の側面はこの限りではありません）

<平面図>



<立面図>



*床から2.7mの間に、上記の図のように1m以上の造作を施工した場合、1/3以上の開口ではなく壁とみなします。（2.7m以上の部分はこの限りではありません）

⑫ 車輦展示に際し、以下3つの条件を満たす場合は、天井構造とみなされる場合があります。その場合は、事務局までお問合せください。

- (1) 中型車以上
- (2) 車輦に天井がある
- (3) 会期中、車輦へ人の出入りがある

⑬ 天井構造を行う場合は、事前申請が必要です。

事前の申請がない場合は、深川消防署より、現場で取壊しや変更工事等を命じられる場合がございます。天井構造を行う場合は、必ず天井構造申請書をご提出ください。

⑭ シッター付近のブースについては、風の影響を考慮し十分な補強をお願いします。

ブースとシッターの位置関係については、事務局までお問い合わせください。

● ピット図のお問い合わせについて

① ピット図の依頼先

RX Japan 展示会事務局 ピット図担当宛先
E-mail: pit.jp@rxglobal.com
※電話対応は致しかねます。

② お問い合わせの際、必ず下記情報をお伝えください。

【ピット図情報】

展示会場名、展示会名、出展社名、小間番号

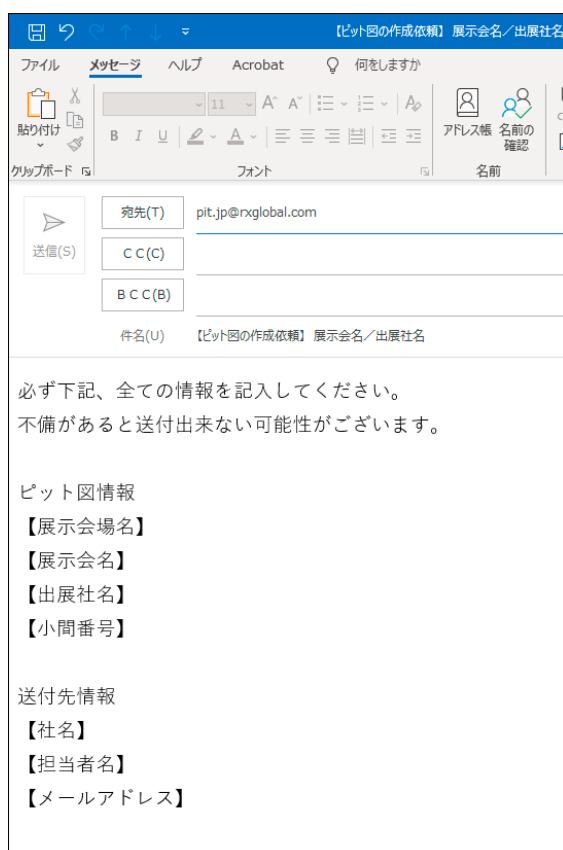
【送付先情報】

社名、担当者名、メールアドレス

③ 注意事項

- 1) 会期2ヶ月前より、ピット図の送付を開始いたします。
それ以前にお問い合わせいただいても送付出来ません。
- 2) お問い合わせから3営業日以内に送付いたします。
- 3) 床面工事が必要な場合は、「床面工事（アンカーボルト等）施工申請要領」をご確認の上、該当申込書をご提出ください。

④ 送付例



The screenshot shows an Outlook email composition window with the following content:

件名(U) 【ピット図の作成依頼】 展示会名/出展社名

宛先(T) pit.jp@rxglobal.com

送信(S) C C (C)

B C C (B)

必ず下記、全ての情報を記入してください。
不備があると送付出来ない可能性があります。

ピット図情報
【展示会場名】
【展示会名】
【出展社名】
【小間番号】

送付先情報
【社名】
【担当者名】
【メールアドレス】

● 防災規則

- 会期前日および会期初日、深川消防署による消防査察が行われます。
下記防災規則を遵守しない場合、取り壊しを指示されますのでご注意ください。
- 東京ビッグサイトは、消防法第8条の3により防災防火対象物に指定されています。
つきましては、展示会装飾品は努めて防災性能を有するものを使用してください。

① 装飾用合板は、防災合板をご使用ください。

ベニア、プリントベニア等基材になる合板は、厚さに関係なく、すべて浸漬加工による防災処理済の防災合板を使用してください。吹付加工のものでは許可されません。また間仕切りの壁面だけでなく、装飾品、受付用カウンター、棚等に使用する合板にも防災合板を使用してください。

② 防災物品の使用について

- (1) 防災対象物品（防災処理が必要なもの）
 - a. カーテン
 - b. 仕切り用に用いられる布製のアコーディオンカーテン・ついたて
 - c. 装飾のために壁面等に沿って下げられる布製のもの
 - d. 布製ののれん・幕・暗幕等
 - e. 映写用スクリーン
 - f. 布製のブラインド
 - g. 絨毯・カーペット・人工芝・ござ
 - h. シート類
- (2) 防災性能を有している防災物品として扱うもの
 - a. 建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料
 - b. 建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料
 - c. 建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料

③ 防災表示は物品に1点ずつお付けください。

- (1) 防災性能の表示は見えやすい部分に施す。
- (2) 防災ラベル等は簡単に剥がれない場所に取り付ける。

④ 防災性能を与えることが困難なものはご使用をお控えください。

ホンコンフラワー・ウレタン・アセテート・ポリエステル・発泡ポリスチレン・アクリル・ナイロン等の石油・化学製品は防災性能を与えることが困難なため、極力使用しないでください。

⑤ 日本の防災処理認定を受けている物をご使用ください。

- (1) 上記①、②の防災対象物品に該当する外国製品は必ず日本国内の認定を受けたものを使用する。
- (2) 防災表示されていない外国の製品は、日本国内の認定機関の認定を受けること。

⑥ 火気を使用する場合は、事務局に予め申請をお願いします。

搬入出および展示会期中、電気ガスなどによる溶接、その他で火気を使用する場合は、予め事務局に届け出て承認を受けてから行なってください。また作業中は必ず消火器を手元に置いてください。

● 施工上の注意事項

① 電気幹線の引き込み場所を事前にご確認ください。

小間内への電気幹線ケーブルの引き込みを極力目立たない場所に設置するよう留意しますが、会場内電源ピットの都合上、出展社の意に添えない場合も考えられます。事前に事務局指定の電気幹線工事会社に確認の上、設計を行なってください。

② 車輛の制限をする場合がございます。

会場内の安全、整理のために装飾資材を積んだトラック等の乗り入れを一時的に制限する場合があります。また、場外で待機していただくことがありますのでご了承ください。

③ 会場設備や他社の装飾を損傷しないようご注意ください。

施工および資材の運搬にあたっては、会場設備、電気、電話、水道等の設備、他社の装飾、出展製品などを損傷しないよう十分注意してください。万一損傷した場合は、理由の如何にかかわらず原状回復をしていただきます。

④ 小間内に柱（会場躯体）がある場合の装飾について

柱に対して、塗料の直接塗布や接着剤・テープ等を使用して、ポスター類を取り付けることはできません。ただし、柱の周囲をパネル等で囲う施工、接着剤等を利用せずに布類を巻き付ける施工は可能です。

柱に消防設備がある場合は使用できる状態にする必要があります。消防設備の有無については事前に事務局までお問い合わせください。

⑤ 電源コードを延長するための「コードリール」は必ず全て引き出してから使用してください。

⑥ 自社の小間外での作業は出来ません。

会場内では、必ず自社の小間内で作業を行なってください。通路または他の小間に資材を放置したまま作業をすることを禁じます。撤去時の作業もこれに準じます。

⑦ 会期中に展示設備の交換や装飾の模様替えをすることは出来ません。

⑧ 会場内にストックスペースはございません。

本展では、出展社用のストックスペースは設けておりません。必要な場合は、自社小間内に設ける等の対応をお願いします。

● 残材処理

撤去時に出る残材は必ず自社にてお持ち帰りいただくか、もしくは事務局指定の清掃会社までお問合せください。万が一、会場に放置されていた場合は、出展社に連絡なくして、事務局は残材とみなし処分いたします。また、後日その残材処理費を事務局より請求いたしますので十分ご注意ください。

● 作業中の禁煙

展示会場内は搬入出時・会期中を通じて指定喫煙所を除き、全館禁煙となっております。特に搬入出作業時の喫煙に関して、毎年所轄消防署より強い指導が入っております。場合によっては、退館していただくこともありますので、喫煙の際は指定の喫煙所をお願いします。

※ 感染者発生時には、最低限必要となる個人情報をご政府機関・自治体の要請により開示することがあります。

※ その他、弊社の個人情報保護方針は、下記サイトをご参照ください。

<https://privacy.rxglobal.com/ja-ja.html>

● 電灯・電力工事申込要領 ※全社提出

① 電気申込の流れ 下記の3つのいずれかになります。

- 自社で装飾を手配する場合 ⇒ 申込書をご提出ください。
- レンタル装飾を利用し、電力・設備の追加・変更をする場合 ⇒ 申込書をご提出ください。
- レンタル装飾を利用し、追加工事を必要としない場合 ⇒ 申込書の提出は不要です。

※会場ピットをあけての一次幹線工事については事務局指定の電気幹線工事業者のみとなります。

② 電気工事費

電気申込容量	1次幹線工事費	電気使用料金	合計
1.00kW まで	¥9,500	¥2,500	¥12,000
2.00kW まで	¥19,000	¥5,000	¥24,000
3.00kW まで	¥28,500	¥7,500	¥36,000
4.00kW まで	¥38,000	¥10,000	¥48,000
5.00kW まで	¥47,500	¥12,500	¥60,000
6.00kW まで	¥57,000	¥15,000	¥72,000

(例)
 [1次幹線工事費 … ¥9,500/1kW
 +
 電気使用料金 … ¥2,500/1kW]
 ※必ず1次幹線工事費と電気使用料金の両方の金額がかかります。
 (消費税別)

※電気使用料金は、申込容量に基づき、0.5kW ごとに¥1,250 換算となります。

※100V に加え 200V を供給する場合は、それぞれの使用電力の合計別に工事費と電気使用料金がかかります。

※2次配線工事費は、別途お見積りいたしますので、電気会社にお問い合わせください。

※会期終了後、直接電気会社より請求書を郵送しますので、不明点は電気会社にお問い合わせください。

※提出期限以降の一次幹線工事の申し込み・変更は設計の修正、施設への再申請等の作業が発生する為、内容により費用がかかる場合がございます。

③ 電気方式

交流单相	100 ボルト / 200 ボルト	50 ヘルツ
交流三相	200 ボルト	50 ヘルツ

※上記以外の特種電圧・周波数は配給できませんので、ご注意ください。

④ 小間内電気 供給期間

搬入2日目の正午より開始します。

搬入2日目	正午～午後10時
会期1日目	午前8時～会期終了まで
会期2日目	午前8時30分～会期終了まで
会期最終日	午前8時30分～会期終了まで

※供給開始時間以前に電気の供給を必要とする場合については、原則展示ホール内に設置されている作業用コンセントをご使用ください。搬入、搬出全ての時間においてご使用可能です。(会期中はご使用頂けません。)
 延長コード、ドラムコードリール等は出展社様にてご用意ください。

※延長コード、ドラムコードリール等を使用する場合は、必ずコードを伸ばしきった状態でお使い頂き、巻いた状態でのご使用は火災の原因となりますので絶対に行わないでください。

※供給開始時間以前に機械の調整、試運転等のためブース内で電気供給を必要とする場合には、提出期限までに事務局指定電気工事会社にご相談ください。(内容により費用が掛かる場合がございます。ブース内照明の調整・電動工具の使用での早期送電のご依頼は受けつけておりません。)提出期限以降の早期送電のお申込みにつきましては、電気の安全な設計・管理上ご希望に添えない場合がございます。

⑤ 電気の供給

出展社が特別な小間内電気工事を行う場合、必ず電気の供給および工事について電気会社に指示をしてください。それに基づき電気の供給幹線を電気会社で小間袖まで配線し、開閉口を設けます。

※小間内への電気幹線ケーブルの引き込みは極力目立たない場所にするよう留意しますが、会場内電源ピットの都合上ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

※2小間以上でご出展の場合も開閉器は1ヶ所とします。

⑥ 期間中の保守

設営時・会期中・撤去時は電気保守要員が会場内に常駐しています。万一電気事故等が生じた際は事務局までご連絡ください。

⑦ 小間内電気工事施工上の注意

- (1) 小間内への送電作業は主催者ではなく東京ビッグサイトで行います。送電後の開閉器の移動や電気容量の変更等については施設側の事前承認が必要なため、施工上止むを得ないと事務局指定電気工事会社が判断した場合を除き、受理致しかねます。予めご了承ください。
- (2) 幹線容量と一次側電源の設置位置については小間内工事を始める前に必ずご確認頂き、変更がある場合には早期に施工カウンターまでご連絡をお願いいたします。
(搬入1日目の17時までとさせていただきます) 主催者が設けた一次側のケーブルは出展社様で外さないようお願いいたします。
送電後に発生した停電を伴う作業(対応可能な作業のみ)については搬入2日目の夕方以降の対応とさせていただきます。(有料となる場合がございます。予めご了承ください。)
- (3) 電気工事を行う場合は、電気工事士法に基づく所定の資格を有するもの及び、低圧電気取扱い特別教育修了者が作業を行うこと。尚、主幹開閉器への接続工事は作業指揮者特別教育修了者の指示のもと上記資格を有する者が工事を行うこと。
- (4) 施工は、電気用品取締法、電気設備に関する技術基準を定める経済産業省令、電気設備に関する技術基準、内線規定および東京都火災予防条例等の基準により行うものとし、特に次の事項に留意すること。
 - a. 配電盤・分電盤または開閉器は点検に便利な場所に固定し設けること。ストックルーム内などに設ける場合は、その前面に操作障害となる物品を置かないこと。
 - b. 照明器具および機器の配線にはFケーブルと同等以上の電線を使用するとともに、止むを得ず床面露出をする場合は十分に保護し、つまづき、転倒防止のためスロープを設けること。また、ビニールコードの流し引きを行わないこと。
 - c. 小間内電気設備のブレーカーは漏電ブレーカーを使用すること。
 - d. 展示会場内(屋内)に20kW以上の変圧器(乾式)を持ち込む場合は、消防等審査が必要となりますので、事前にご相談ください。
 - e. 対地電圧が150Vを超える機器および配電盤には、絶縁不良による感電防止のため接地工事をする事。
 - f. 白熱電灯、抵抗器その他の熱を発生する機器は、可燃材と接触したり、可燃物を加熱するおそれのないよう設けること。また、機器には入場者の火傷などの危険防止措置、および地震動等による転倒防止措置を施すこと。
 - g. 100Vの分電盤は箱入りを使用し、1.5kWごとに分岐してください。その設置場所は点検保守に容易な位置とすること。
 - h. 電線の接続は圧着端子等適切な電気材料を使用すること。電気用品はPSEマークを有する物を使用すること。
 - i. 電灯の口金・受け口等の充電部は露出させないこと。
 - j. 退場の際は、必ず小間内の24時間通電に必要な回路以外はスイッチを切ること。
 - k. 小間内の主幹開閉器一次側は事務局指定工事業者の工事区分となりますので、絶対に触らないでください。

⑧ 電気設備の検査

工事中および開催中消防署の検査が行われます。その際、経済産業省令、電気設備に関する技術基準、内線規定および東京都火災予防条例に照らし、不完全な工事の場合は電力供給を停止させる場合もあります。

⑨ 保護装置

電源異常および事故による停電、または電圧降下のために実演出展物、装置等を損傷した場合、事務局はその責任を負いかねますので、出展社は実演にあたり事故を防止するための十分な保護装置を施してください。

⑩ 小間内電気 設備工事

スポットライトや蛍光灯、コンセント、その他照明類のレンタルをご希望される場合は、直接事務局指定の電気会社までお問い合わせください。

⑪ その他注意事項

- (1) 蛍光灯・高圧水銀灯などは合計容量を定格の1.5倍としてください。
- (2) 蛍光灯・高圧水銀灯は高力率を使用してください。
- (3) 配置図が申請書に記入できない場合は、別図を提出してください。
- (4) 作業者は作業中必ず電気工事士免状を携帯してください。
- (5) 単相200Vは必ず明記してください。
- (6) 冷蔵庫・水そう等24時間送電が必要な場合は、必ず明記してください。
- (7) 会場設備の都合により、会場での電源位置変更はできません。

● 床面工事（アンカーボルト等）施工申請要領

① アンカーボルトの使用

機器の据付や実演のため、アンカーボルトを使用する場合は、申請書をご提出ください。本数に変更が出た場合、または打設なしの場合、搬入二日目の午前までに再申請をしてください。なお、会期後の変更は一切出来ません。

申請書の提出なくアンカーボルトを使用された場合は、違反金を請求させていただく場合がございます。

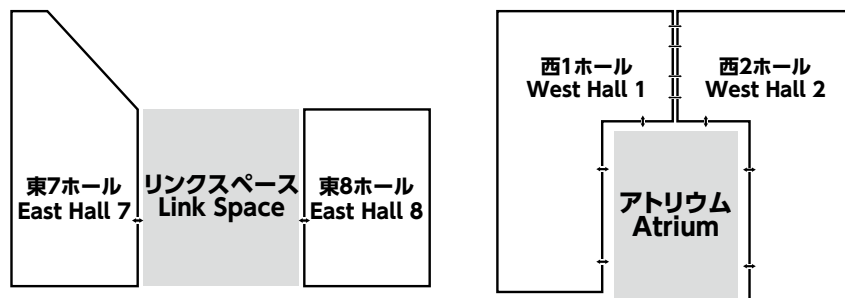
床面工作については、直径 16 mm以下、埋込み長さ 60 mm以下のアンカーボルト（芯棒打込み式）の使用のみ可能です。

〈提出書類〉

- 床面工事施工申請書
- 使用場所を明示した小間装飾平面図

〈禁止事項〉

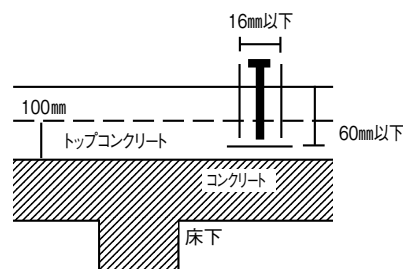
- 下記の行為は補修費の実費請求の対象となりますので、絶対に行わないでください。
 1. ピット蓋へのアンカーボルトの打込み
 2. コンクリートビス・釘打ちつけ等、アンカーボルト以外の部材の使用
 3. 強力粘着テープの使用
 4. 床面への着色
 5. ピットの端から 200mm の範囲内へのアンカー打込み
 6. 内ネジ式アンカーボルト（ユニコーンアンカータイプ等）の使用
 7. 「芯棒打込み式アンカーボルト」以外のアンカーボルトの使用
 8. リンクスペース、アトリウムでのアンカーボルトの打設



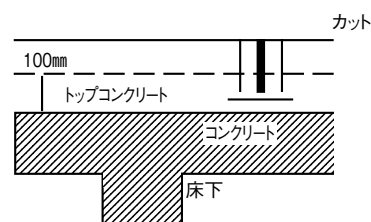
② 原状回復（復旧）

使用終了後、アンカーボルトの頭部が床面（コンクリート面）より出ている場合は抜かずに、床面を水平に保つため必ずサンダーにて切断してください。ハンマーによる打ち込みや、ガス溶断は絶対にしないでください。そのような行為があった場合や切断時の床面損傷等は、補修費の実費請求の対象となります。

・アンカーボルトの施工



・原状回復（復旧）



③ ピット図の依頼について

ピット図の依頼先は RX Japan 展示会事務局になります。

詳細は「ピット図のお問い合わせについて」をご確認ください。

● 水道配管工事申込要領

① 水道配管工事（供給水）

工事料金 1ヶ所一式（小間袖まで）¥93,500（保守費込・税込）

- (1) 標準配管は給水管1/2または3/4インチ、排水管は3/4～2インチ管、水圧は2～3kg/cm²以下です。
- (2) 小間袖から展示機械までの二次側配管特殊工事は、別途実費にて工事いたします。
- (3) 配管に際しては細心の注意を払っておりますが、やむをえず小間袖を通す場合がありますので予めご了承ください。
- (4) 水道使用料金は別途、会期終了後に事務局指定協力会社より請求書をお送りいたします。

② 水道の供給時間

搬入2日目	正午～午後10時
会期1日目	午前8時～会期終了まで
会期2日目	午前8時30分～会期終了まで（供給延長は別途相談）
会期最終日	午前8時30分～会期終了まで（供給延長は別途相談）

※供給時間外は、供給を停止いたしますので時間外供給を希望の場合は、別途お申込みください。

● エアー供給申込要領

① エアー配管工事（集中配管供給）

工事料金 1ヶ所一式（小間袖まで）¥93,500（保守費込・税込）

- (1) 供給エアーは0.5MPa～0.75MPa、300リットル／分標準で、小間袖（1ヶ所）まで配管し、3/4または1/2バルブを取付けます。（エアー配管にはドライヤ付・フィルター無）ただし、風量300リットル以上に対しては100リットルにつき¥11,000となります。
- (2) 小間袖から展示機械までの二次側配管特殊工事は、別途実費にて工事いたします。
- (3) 夜間エアーを使用される場合は、自社にてコンプレッサーを持ち込むか、またはリースにてご使用ください。（コンプレッサーのリースについては直接 事務局指定協力会社へお問合せください。）
なお、集中配管供給による、24時間（夜間）の供給は出来ません。
- (4) 配管に際しては細心の注意を払っておりますが、やむをえず小間袖を通す場合がありますので、予めご了承ください。
- (5) 工事終了後、事務局指定協力会社より請求書をお送りします。

注意）供給エアーには極微量ながら水分・オイル等が含まれておりますので、製品等に除去装置を取り付ける事をお勧めいたします。

② エアーの供給時間

搬入2日目	正午～午後10時
会期1日目	午前8時～会期終了まで
会期2日目	午前8時30分～会期終了まで（供給延長は別途相談）
会期最終日	午前8時30分～会期終了まで（供給延長は別途相談）

※供給時間外は、供給を停止いたしますので時間外供給を希望の場合は、別途お申込みください。

③ エアーの時間外供給（有料）について

- (1) 搬入2日目の正午以前にエアーの供給を希望される出展社の方は、必ず事前に事務局指定協力会社へお問合せください。

[早期エアー供給 ¥2,750（税込）／時間]

- (2) 搬入2日目の午後10時以降、および会期1日目・2日目の会期終了以降、会期最終日の閉館後にやむをえずエアーの供給を希望される出展社の方は、事前に事務局指定協力会社へお問合せください。

[時間外エアー供給 ¥5,500（税込）／時間]

※時間外でのコンプレッサーの使用料は別途請求いたします。

- (3) 会期1日目・2日目の時間外エアー供給は、午後8時までとなりますので、ご了承ください。
- (4) その他工事については、別途 事務局指定協力会社へお問合せください。

● 出展製品および実演に関する 危険物持込貯蔵・取扱申請要領

① 消防関係届出および申請

- 展示会場内での火気の使用や、**水素の持込みおよび水素を用いた製品の実演[※]、火炎・火花の実演**など危険物を持込むことは消防関係法令に基づき原則として禁止されています。ただし特に必要な場合に限り、消防署の許可を受けて使用できる場合があります。

該当する出展社は必ず申請書を提出してください。

期日までに書類のご提出がない場合、展示の許可が下りませんので、期日までに必ずご提出いただきますようお願いいたします。

- ※**水素の持込みおよび水素を用いた製品の実演、火炎・火花の実演に関しては、安全確認ができる認定機関の証明書などの必要書類や注意事項が異なります。必ずお早めにご連絡ください。**

- 搬入期間中、消防署の査察が行われます。その際、無届、消防法令違反、または不完全な工事は、取り壊し及び撤去を命じられますので、ご注意ください。消防申請の都合上、提出期限を過ぎると許可されない場合がありますので、当様式の提出期限を厳守してください。消防署への許可申請は、事務局が一括して代行いたします。
- 申請には設置図面 3 部・使用機器カタログ・実演スケジュール・消費量・熱量の計算書・製品安全データシート (SDS/MSDS) などの資料が必要となります。必ず準備してください。
- 当様式を送付後、一週間以内に受領の連絡が無い場合は、何らかの理由で、申請が不着の可能性があるので、お手数ですが、確認のご連絡をくださいますようお願いいたします。

② 火気使用申請要領

火気を使用する設備等に関して

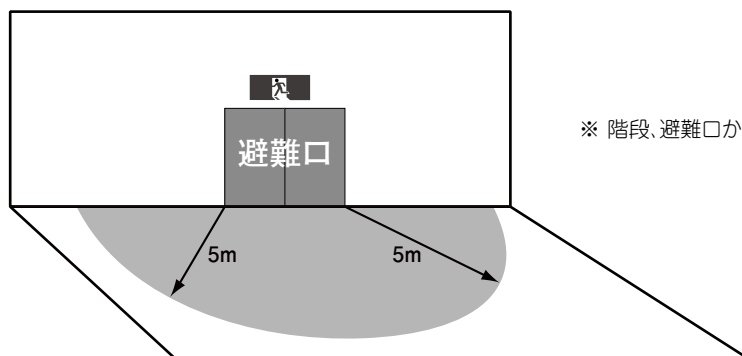
展示・実演のためにやむを得ず必要となる必要最小限のもの以外は、原則として使用できません。使用する場合は、消防署長の承認が必要であり消費熱量や設置基準等、次のような規制があります。

1. ガス設備の使用

ガスを使用する場合は、事前に東京ビッグサイトと協議し、工事及び管理を行う。なお、同一ホール内におけるLPGと都市ガスの併用は原則としてできません。

2. 設置位置

- (1) 可燃性の物品からは火災予防上、安全な距離を保つとともに、階段・避難口を避ける位置に設ける（下図参照）。

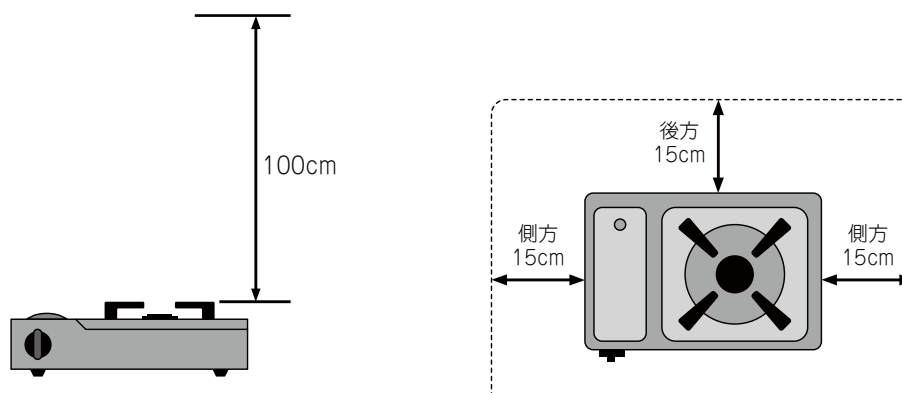


※ 階段、避難口から、水平距離で5m以上離す。

避難口からの距離

- (2) <例：カセットコンロの場合>火気使用器具の機器上方100cm以内、側方15cm以内に可燃物を置かない（下図参照）。側方15cmが取れない場合、「特定不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」で区画する。その場合、間仕切り壁等と密着させない。

※ 火気使用器具・設備の仕様に応じ、離隔距離は定められております。消防の指示に従ってください。



(例) 火気使用器具からの離隔距離

3. 安全対策

火気使用設備器具（電気フライヤーを含む）は、地震時の転倒防止策、出火防止のための安全装置等が設置されていること。

- (1) 地震動その他の振動または衝撃により、容易に転倒しないように固定、また、亀裂、破損しない構造とする。
- (2) 火気設備の燃料としてガスを使用する場合は、地震動等でガス供給を停止する装置を設置する。
- (3) ガスを燃料とする火気設備に、ガス漏れ火災警報器を設置する。
- (4) 火気設備を設置した小間ごとに、消火器を1本以上設置する（能力2単位以上）。
- (5) 火気設備の操作をすることのできる係員を常時配置する。
- (6) 容易に移動しない措置をとる。

※ 容易に移動しない措置とは、隣接する他の設備との密着状態による連結、またはストッパーによる固定（レバー付きのものはレバーを固定する）等の措置を行ったとき等のことを指す。

- (7) 揚げ物を調理する厨房設備にあっては、調理油の温度が急激に上昇した場合に、燃焼又は熱源を自動停止する装置付きのものとする。

③ 裸火の使用申請要領

- (1) 裸火とは

- a. 気体、液体、固体燃料を使用し、炎、火花を発生させるもの又は器具の発熱部を外部に露出するもの。
- b. 電気を熱源とする器具では、発熱部が赤熱して見えるもの（発熱部が焼室、風道、庫内に面しているホットプレート、ヘアードライヤー、オーブン等を除く）及び外部に露出した発熱部で可燃物が触れた時着火するおそれがあるもの（表面温度約400℃以上）。
- c. 火気使用設備・器具を使用する行為も裸火に該当します。

(2) 裸火使用の要件

使用する機器等の位置、構造等が関係法令に定める保安基準に適合しているほか、次の要件を満たし、必要最小限とする。なお、装飾としてのキャンドル、アルコールランプ等の使用は原則として承認しない。

a. 使用単位

- ① ガスの使用量は火災予防上等の基準の範囲とし、各ホールの総消費熱量は、525kW 以下とし、数量は問わない。ただし、これを超える場合は使用時間規制を設けて管理し、同時使用する総消費熱量を 525kW 以下とする。なお、ガスを使用する場合は事前に東京ビッグサイトに相談すること。
- ② 火気使用設備の実演使用は、同一小間における実演に必要な最小限の範囲とする。

b. 使用位置

- ① 周囲の可燃物から火災予防上安全な距離を確保する。
- ② 出入口・階段及び危険物品その他易燃性物品から 5m 以上の距離を確保する。
- ③ 可燃物が転倒又は落下するおそれがない場所とする。

c. 安全措置

- ① 防火防災担当責任者等による監視及び使用後の点検等の体制を講じる。
- ② 従業員等による監視・消火等の体制を講じる。
- ③ 使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置を講じる。
- ④ 裸火を使用する小間ごとに消火器（能力 2 単位以上）を配置する。
- ⑤ 火気器具は特性・性能等が明確でかつ安全性が確保されているものを使用する。
- ⑥ ガス器具を使用する場合は、ガス過流出防止装置（ヒューズコック）付きのものか、またはガス漏れ警報器を設置する。
- ⑦ ガス配管は金属管とし、継ぎ手はネジ・フランジまたは溶接とし、床面に固定する。
- ⑧ 液化石油ガスの容器は、容器組込み型（カートリッジタイプ）とする（ex. カセットコンロ）。
- ⑨ 排気筒は屋外に出す。
- ⑩ 火花を飛散させるものは不燃材で飛散防止措置を講じる。
- ⑪ 液体燃料を使用するものは必要最小限の量とし、展示開場中は給油しない。
- ⑫ 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び固体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。
- ⑬ 裸火は入場者等に危険を及ぼさないよう防護措置を講じる。

④ 危険物品持込申請要領

(1) 危険物品とは

- a. 危険物とは消防法におけるガソリン・軽油等引火性液体・酸化性固体・液体などの危険物。
- b. 指定可燃物とは火災予防条例（東京都条例第 65 号）の可燃性液体及び可燃性固体類。
- c. 一般高圧ガス保安規制に定める**プロパン・アセチレン・アンモニアガス・水素等**の液化が困難な可燃性ガス。
- d. 火薬類取締法で定める火薬・爆薬・火工品及びがん具煙火

(2) 申請不要なもの

次の a. ～ d. は「危険物品」に該当するが、必要最小限の範囲であれば申請が不要となります。

- a. 展示品
実演を伴わず展示のみを行う場合で、容器に密閉されているものに限る。
- b. 展示のみを行う車輛のタンク内の燃料や潤滑油など。
- c. 展示されるモーター・油圧機等に密閉状態で内蔵されている潤滑油など。
- d. フライパンや鉄板にひく油など、調理に使用する動植物油（揚げ物を除く）

※ただし規制対象外とされている危険物品であっても、数量を合算し所定の数量以上となる場合は、消防法、火災予防条例等の基準が適用されることとなる。

(3) 設置と安全対策に関して

- a. ブース責任者等による監視、及び取扱い後の点検等の体制を講じる。
- b. 危険物を持ち込む際は必ず ABC 消火器（10 型以上）を設置する。
- c. 可燃性蒸気の発生が著しい場合は、蒸気を屋外の安全な場所に排出する設備を設ける。
- d. 液体危険物を飛散させる恐れのある機器には、不燃材で飛散防止措置を講じる。
- e. 混合発火の恐れのある危険物品は、同一場所では取り扱わない。
- f. 会期中は液体危険物の補給を行わない。
- g. 保管は必ず密閉し他の物品と隔離する。
- h. 危険物の貯蔵は別途協議の上、消防署の指導に従うこと。

⑤ リチウムイオン電池搭載のドローン、ロボット等の実演について

リチウムイオン電池搭載機器の通電を伴う実演は、原則すべて危険物持ち込み申請が必要となります。また、充電についても同様に申請が必要となります。

例) ドローンの実演

ロボット、スマートモビリティの実演
災害用蓄電池の充電デモ

ただし、通電を伴わない静態展示については、申請は不要となります。

また、常時携帯するもので軽易なもの（スマートフォンやノートパソコンなど）、展示のみで商品等容器に密閉されたもの、危険物品に該当しない電池で稼働する機器の実演は申請不要です。

判断に迷う場合は、申請先までご相談いただきますようお願いいたします。

⑥ 車輛展示について

車輛の静態展示（通電しない、エンジンをかけない展示）については、申請不要です。車輛内の燃料は、必要最低限の容量としてください。

電気自動車・水素自動車の通電や充電を伴う実演、エンジンをかける実演をする場合は、申請が必要となりますのでご注意ください。

※ガソリン車、ディーゼル車については、エンジンをかけることはできません。

● 水素持込・使用申請要領

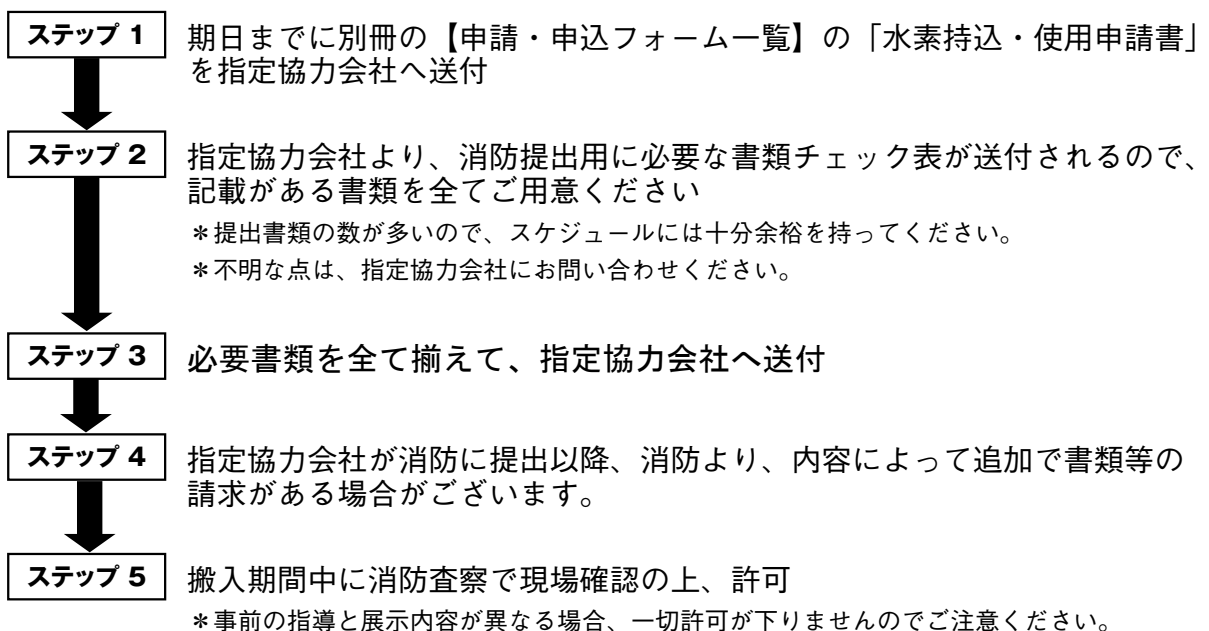
展示会場への水素の持込みおよび水素を用いた製品の実演は原則的に禁止されております。ただし、消防審査において一定条件を満たしていれば、許可される場合もございます。

消防本庁からの指導により、提出期限が例年より早くなっております。

期日までに書類のご提出がない場合、実演の承認が下りませんので、期日までに必ずご提出いただきますようお願いいたします。

- 水素持込・使用 申請書を送付後、一週間以内に受領の連絡が無い場合は、何らかの理由で、申請が不着の可能性がありますので、お手数ですが、確認のご連絡をくださいますようお願いいたします。

① 申請方法



② 注意事項

- (1) 消防の指導により、水素吸蔵合金の持込も申請が必要となります。
- (2) 水素の会場内への持込は、1日の最小限の使用量を限度とします。開催時間中の補充はできません。
- (3) 必ず消火器を設置してください。
- (4) 安全管理責任者は必ず、搬入を含め会期中ブースに常駐してください。
- (5) 実演は、国内で認可を受けている製品に限らせていただきます。
- (6) 審査は、火災予防条例に基づき、厳正に行わせていただきます。
- (7) 申請に必要な書類が揃わない場合、承認がおりず実演不可となる場合があります。

※水素水サーバー、水素吸入器、美容系製品等の水素を発生させる実演（電気分解、水素発生剤）は、申請不要となります。その場合、壁や天井で囲われた密閉構造の部屋での実演は禁止となります。

判断に迷う場合は、申請先までご相談いただきますようお願いいたします。

● 天井構造申請要領

① 天井構造申請が不要なもの

- (1) 東ホール・南ホールの場合
A・B・C 全てを満たしているもの。
 - A. 天井のみの造作物（支柱は可）
 - B. 床からの高さが 3m～3.6m
 - C. 天井面積が 50 m²以下の場合（複数の天井を設ける場合はその合計が 50 m²以下）
- (2) 西ホールの場合
 - a. ルーバー及びネット等（共に開放率 70% 以上のもの）
 - b. 天井の幅もしくは奥行きが 1.2m 以下でブースの長辺の 1 面を完全開放している場合。

② 天井構造の原則と条件

- (1) 上記①の (2)a. 以外及び壁面がある天井を設ける場合の条件として、展示の内容が遮光及び防塵等の措置が必要な物に限る。
- (2) 展示内容の特例を適用する場合には、図面を提出後に所轄消防署との協議により、ブース内に消防設備の設置を義務付けられる場合があります。（消防設備の設置費用は出展社の負担となります）
- (3) 上記 (2) の指導内容を反映して頂き、その後の消防検査にて問題が無い場合に限り、所轄消防署より許可が下ります。消防検査の際は検査官より内容説明が求められます。検査の際は必ず内容説明のできる方の常駐をお願いいたします。立ち会いが無い場合は許可が下りません。
- (4) 高さ 30cm 以上の床上げは別途協議が必要になる場合があります。設計段階での確認をお願いいたします。
- (5) 二重天井はいかなる場合でも禁止となっております。
- (6) 申請が無く会場にて違反が発見された場合は、主催者の指示に従い天井構造の撤去等、ブースの改善をお願いいたします。

③ 提出書類と協議

- (1) 上記①に該当しない天井構造の計画は、全て所轄消防署との協議になります。申請用紙に、下記必要書類を添付の上ご提出ください。
 - a. 小間の装飾平面図・立面図および全体の小間図（暗幕工事の範囲・消火器の位置等を明記する。）
 - b. 天井構造を説明するのに必要な詳細図（文字による説明を入れる。防災ラベル等）
- (2) 所轄消防署との協議には時間がかかる場合があります。なお提出期限を過ぎたの申請に関しましては原則お受けする事は出来ません。

● 工業所有権の保護対策

- ① 本展示会に出展する製品について、工業所有権（特許・実用新案・意匠・商標）の保護を確実にを行う責任は、専ら出展社にあります。出展社は、本展示会に出展する前に、出願など必要な対策をとってください。
- ② 本展示会の主催者は、出展物の工業所有権の保護に関するいかなる責任も負いません。

● 個人情報の取扱いについて

- ① 業界紙誌からの取材・展示会特集のご連絡や、事務局指定の協力会社から出展手続きに関する各種事務連絡など、ご出展社の便宜を図るために、ご出展担当者のご連絡先を業界紙誌または事務局指定の各種協力会社に開示する場合があります。当該サービスの案内を希望されない場合は事務局まで別途ご連絡をお願いいたします。
- ② 感染者発生時には、最低限必要となる個人情報を政府機関・自治体の要請により開示することがあります。
- ③ その他、弊社の個人情報保護方針は、下記サイトをご参照ください。
<https://privacy.rxglobal.com/ja-ja.html>

事務局指定協力会社一覧

装飾全般／消防・危険物など申請関連

東京造形美術(株)

展示会担当 宛

TEL: 03-3669-8571

E-mail: ls-info@tzb.jp

レンタル装飾に関するお問い合わせ時間は9:30～12:00、13:00～17:30(営業:月～金/祝日除く)とさせていただきます。お問い合わせはなるべくメールにてお願いいたします。

電気幹線工事

飯田電機工業(株)

担当: 鈴木

TEL: 03-3521-3522

E-mail: info-rx@iidae.co.jp

受付時間: 平日9:00～17:30

「申請・申込フォーム一覧」が開設後は、「申請・申込フォーム一覧」に記載の展示会アドレスよりお問合せください。

装飾追加備品

(株)アズ・シーン

担当: 高樋(タカドイ)

TEL: 03-6373-4652

E-mail: rental@azscene.co.jp

海外運輸

(株)近鉄エクスプレス販売

担当: 納谷

TEL: 03-5443-9455

E-mail: masaho.naya@kwe.com

西濃シェンカー(株)

担当: 大木・高野

TEL: 03-5769-7380

E-mail: tyo.messe@schenker-seino.co.jp

その他の事務局指定協力会社につきましては、後日、出展社専用サイト内「申請・申込フォーム一覧」にて公開いたします。

<暫定版>

会期約3か月前に正式版を
公開いたします。

レンタル装飾 仕様ファイル

本展は、スペース渡しとなっております。壁面、カーペット、電気幹線、備品等は一切ございません。つきましては、自社で装飾会社を手配されない方は、レンタル装飾をご利用ください。

● レンタル装飾の引き渡し

搬入2日目の正午よりご使用いただけます。

● レンタル仕様について

- ・レンタル仕様については、次頁以降をご確認ください。
- ・ブースが角小間の場合、通路面に壁は立ちません。

● 注意事項

- ・レンタル装飾は必ず原状復帰で返却ください。
- ・原状復帰が出来ない装飾・加工（壁・展示台への穴あけ・色塗り等）、掲示物の放置、粘着性の強いテープ等の使用は出来ません。（上記の事項が確認された場合、補修費¥19,500（税別）/パネルを請求させていただきます。）ただし、木工壁面については、画鋸・釘・ビス・ホチキスを用いての物の取付は可能です。これら以外のものを用い、壁面に穴をあける場合は別途、指定装飾会社までお問い合わせください。
- ・レンタル装飾に含まれる備品のキャンセルによる返金、および別の備品との交換はできません。
- ・事前申込でキャンセルした備品を現場にて追加する場合は有料での追加となります。（例：ユニットカウンターを不要にしていたが、現場で必要となった場合など）
- ・ご希望のレイアウトがある場合は、装飾会社までメールにて図面をご提出ください。
- ・展示会開催初日から起算して1か月前以降にレンタル装飾を解約する場合、レンタル装飾の消費税込み合計金額の全額が解約料として発生いたします。

◆ 2小間 (6m×5.4m) ¥920,000 (税別)

1	壁面	木工壁面(H2700mm ピンク・ブラック・ホワイト・アイボリー・ライトグリーン・グレーより選択)
2	カーペット	ホワイト・ブラック・ベージュ・グレーより選択
3	社名(ロゴ可)	30文字 新ゴB 木工壁面：ピンク・ホワイト・アイボリー・ライトグリーン・グレーの場合は黒文字
		30文字 新ゴB 木工壁面：ブラックの場合は白文字
3	社名(ロゴ可)	文字・ロゴのサイズ・バランス規定
		1：実寸で約H130mm～H150mm ※文字数による。※文字フォントはA-OTF新ゴpro-B
		2：ロゴサイズはMAXでW1200×H400まで。 3：社名サイン(ロゴ含む)の配置は、壁面トップからH250mm落ちた位置とする。
4	電気工事	スポットライト(100W)×11 コンセント 100V725W×4ヶ 100V4kWまでの1次幹線工事費・電気使用料
5	レンタル備品	商談セット×4セット(テーブル×4台 椅子(ベージュ)×16脚)※ブース内に1セット以上の商談席を設置してください。 ユニットカウンター×4台 展示棚×9・カタログスタンド×1台 ごみ箱×1ヶ ※会場における、壁面に取り付ける棚位置の変更は、時間がかかるため、事前にメールにて位置をお知らせください。 棚位置の指定がない場合は、事務局にて決めさせていただきますので、ご了承ください。 ※棚板の耐荷重は縦一列(2レール間)の合計荷重で5kgです。超える場合は、事前にご相談ください。

(単位：mm)

<追加オプション>

有料	キャッチコピー看板	● 2行表記用(1800×450)・・・¥7,000(税別) ● 1行表記(和文のみ、英文のみ)用(1800×300)・・・¥5,000(税別)
		※色、文字数制限等については、出展社専用サイトにてご確認ください。 ※看板形式では無く、木工壁面に直接文字を貼ることも出来ます。

レイアウト図

※展示台・備品等のレイアウト変更は可能です。

※レイアウト図はイメージです。実物とは異なる場合があります。

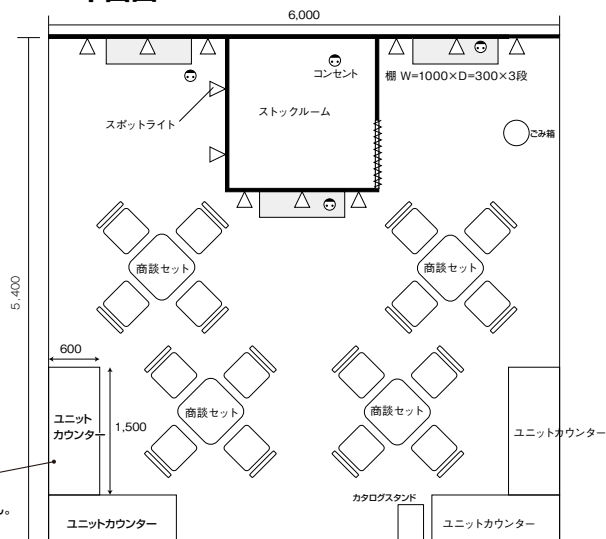
<立面図>



<有料 キャッチコピー看板例>

日本製・高級素材を使用した手帳

<平面図>



◆ 1.5小間 (9m×2.7m) ¥690,000 (税別)

1	壁面	木工壁面(H2700mm ピンク・ブラック・ホワイト・アイボリー・ライトグリーン・グレーより選択)	
2	カーペット	ホワイト・ブラック・ベージュ・グレーより選択	
3	社名(ロゴ可)	30文字 新ゴB 木工壁面：ピンク・ホワイト・アイボリー・ライトグリーン・グレーの場合は黒文字	
		30文字 新ゴB 木工壁面：ブラックの場合は白文字	
5	レンタル備品	文字・ロゴのサイズ・バランス規定 1：実寸で約H130mm～H150mm ※文字数による。※文字フォントはA-OTF新ゴpro-B 2：ロゴサイズはMAXでW1200×H400まで。 3：社名サイン(ロゴ含む)の配置は、壁面トップからH250mm落ちた位置とする。	
		電気工事	スポットライト(100W)×10 コンセント 100V666W×3ヶ 100V3kWまでの1次幹線工事費・電気使用料
		商談セット×3セット(テーブル×3台 椅子(ベージュ)×12脚)※ブース内に1セット以上の商談席を設置してください。 ユニットカウンター×3台 展示棚×12・ゴミ箱×1ヶ ※会場における、壁面に取り付ける棚位置の変更は、時間がかかるため、事前にメールにて位置をお知らせください。 棚位置の指定がない場合は、事務局にて決めさせていただきますので、ご了承ください。 ※棚板の耐荷重は縦一列(2レール間)の合計荷重で5kgです。超える場合は、事前にご相談ください。	

(単位：mm)

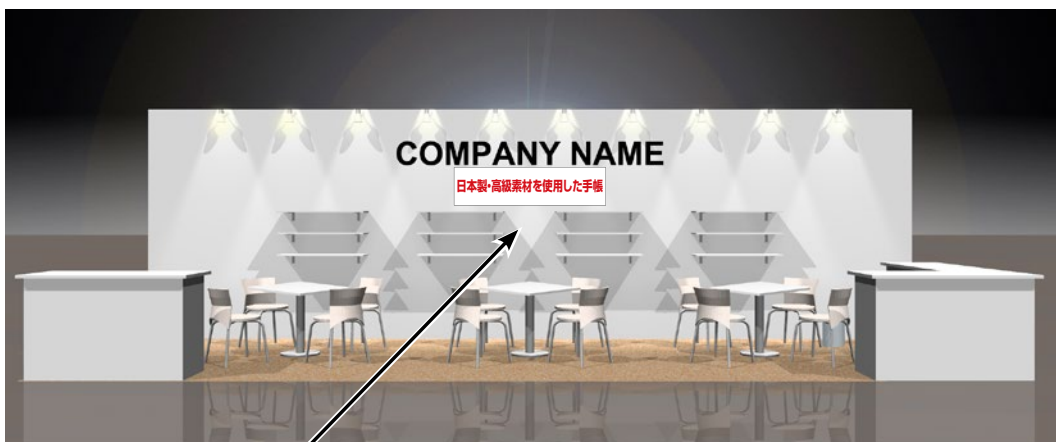
<追加オプション>

有料	キャッチコピー看板	●2行表記用(1800×450)・・・¥7,000(税別) ●1行表記(和文のみ、英文のみ)用(1800×300)・・・¥5,000(税別)
		※色、文字数制限等については、出展社専用サイトにてご確認ください。 ※看板形式では無く、木工壁面に直接文字を貼ることも出来ます。

レイアウト図

※展示台・備品等のレイアウト変更は可能です。
※レイアウト図はイメージです。実物とは異なる場合があります。

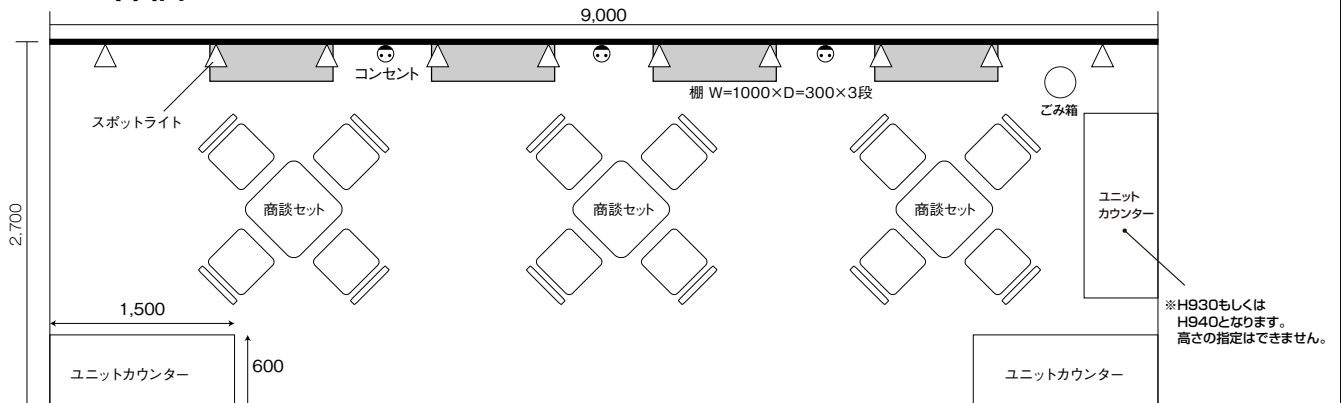
<立面図>



<有料 キャッチコピー看板例>

日本製・高級素材を使用した手帳

<平面図>



◆ 1小間 (6m×2.7m) ¥460,000 (税別)

1	壁面	木工壁面(H2700mm ピンク・ブラック・ホワイト・アイボリー・ライトグリーン・グレーより選択)
2	カーペット	ホワイト・ブラック・ベージュ・グレーより選択
3	社名(ロゴ可)	30文字 新ゴB 木工壁面：ピンク・ホワイト・アイボリー・ライトグリーン・グレーの場合は黒文字
		30文字 新ゴB 木工壁面：ブラックの場合は白文字
5	レンタル備品	文字・ロゴのサイズ・バランス規定 1：実寸で約H130mm～H150mm ※文字数による。※文字フォントはA-OTF新ゴpro-B 2：ロゴサイズはMAXでW1200×H400まで。 3：社名サイン(ロゴ含む)の配置は、壁面トップからH250mm落ちた位置とする。
		商談セット×2セット(テーブル×2台 椅子(ベージュ)×8脚)※ブース内に1セット以上の商談席を設置してください。 ユニットカウンター×2台 展示棚×6・ごみ箱×1ヶ
		※会場における、壁面に取り付ける棚位置の変更は、時間がかかるため、事前にメールにて位置をお知らせください。 棚位置の指定がない場合は、事務局にて決めさせていただきますので、ご了承ください。 ※棚板の耐荷重は縦一列(2レール間)の合計荷重で5kgです。超える場合は、事前にご相談ください。
4	電気工事	スポットライト(100W)×8 コンセント 100V600W×2ヶ 100V2kWまでの1次幹線工事費・電気使用料

(単位：mm)

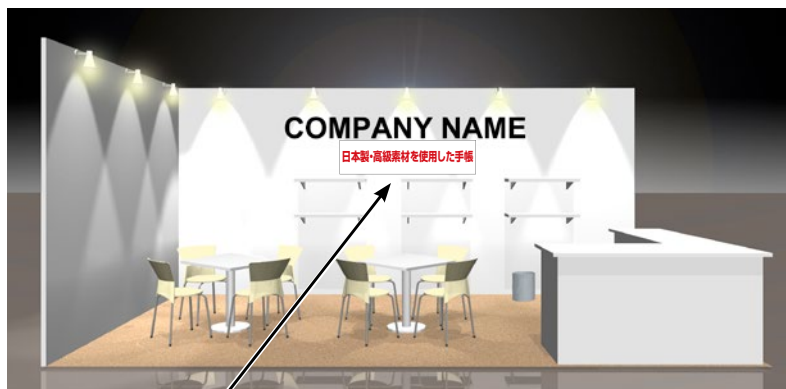
<追加オプション>

有料	キャッチコピー看板	● 2行表記用(1800×450)・・・¥7,000(税別) ● 1行表記(和文のみ、英文のみ)用(W800×300)・・・¥5,000(税別)
		※色、文字数制限等については、出展社専用サイトにてご確認ください。 ※看板形式では無く、木工壁面に直接文字を貼ることも出来ます。

レイアウト図

※展示台・備品等のレイアウト変更は可能です。
※レイアウト図はイメージです。実物とは異なる場合があります。

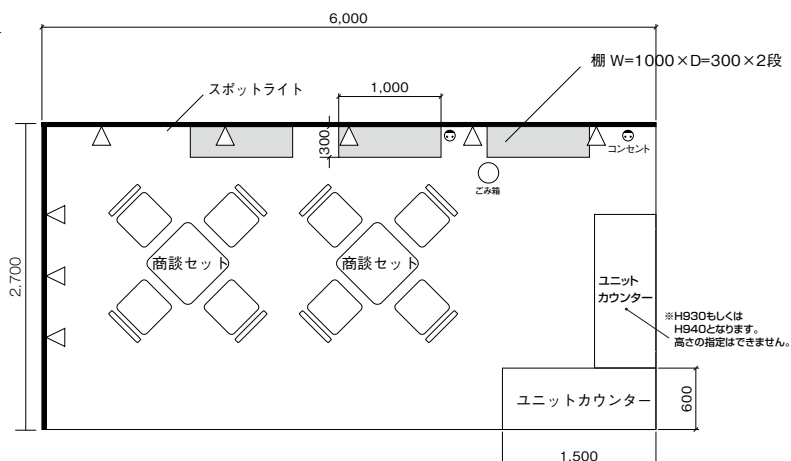
<立面図>



< 有料 キャッチコピー看板例 >

日本製・高級素材を使用した手帳

<平面図>



◆ コンパクト (3m×2.7m) ¥230,000 (税別)

1	壁面	木工壁面 (H2700mm ピンク・ブラック・ホワイト・アイボリー・ライトグリーン・グレーより選択)
2	カーペット	ホワイト・ブラック・ベージュ・グレーより選択
3	社名(ロゴ可)	30文字 新ゴB 木工壁面：ピンク・ホワイト・アイボリー・ライトグリーン・グレーの場合は黒文字
		30文字 新ゴB 木工壁面：ブラックの場合は白文字
3	社名(ロゴ可)	文字・ロゴのサイズ・バランス規定
		1：実寸で約H130mm～H150mm ※文字数による。※文字フォントは A-OTF新ゴpro-B
		2：ロゴサイズはMAXで W1200×H400 まで。 3：社名サイン(ロゴ含む)の配置は、壁面トップからH250mm落ちた位置とする。
4	電気工事	スポットライト(100W)×4 コンセント 100V600W×1ヶ 100V1kWまでの1次幹線工事費・電気使用料
5	レンタル備品	商談セット(テーブル×1台 椅子(ベージュ)×4脚)※ブース内には商談席の設置が必須となります。 ユニットカウンター×1台・展示棚×2・ゴミ箱×1ヶ ※会場における、壁面に取り付ける棚位置の変更は、時間がかかるため、事前にメールにて位置をお知らせください。 棚位置の指定がない場合は、事務局にて決めさせていただきますので、ご了承ください。 ※棚板の耐荷重は縦一列(2レール間)の合計荷重で5kgです。超える場合は、事前にご相談ください。

(単位：mm)

<追加オプション>

有料	キャッチコピー看板	● 2行表記用(1800×450)・・・¥7,000(税別) ● 1行表記(和文のみ、英文のみ)用(1800×300)・・・¥5,000(税別)
		※色、文字数制限等については、出展社専用サイトにてご確認ください。 ※看板形式では無く、木工壁面に直接文字を貼ることも出来ます。

レイアウト図

※展示台・備品等のレイアウト変更は可能です。
※レイアウト図はイメージです。実物とは異なる場合があります。

<立面図>



< 有料 キャッチコピー看板例 >

日本製・高級素材を使用した手帳

<平面図>

